

医療費から見た病類別統計がまとまりました

国民健康保険の医療費  
循環器系疾患が第1位

国民健康保険に加入している市民の皆さんが、昨年5月に医療機関で治療を受けた、1カ月分の医療費から見た病類別統計がまとまりました。

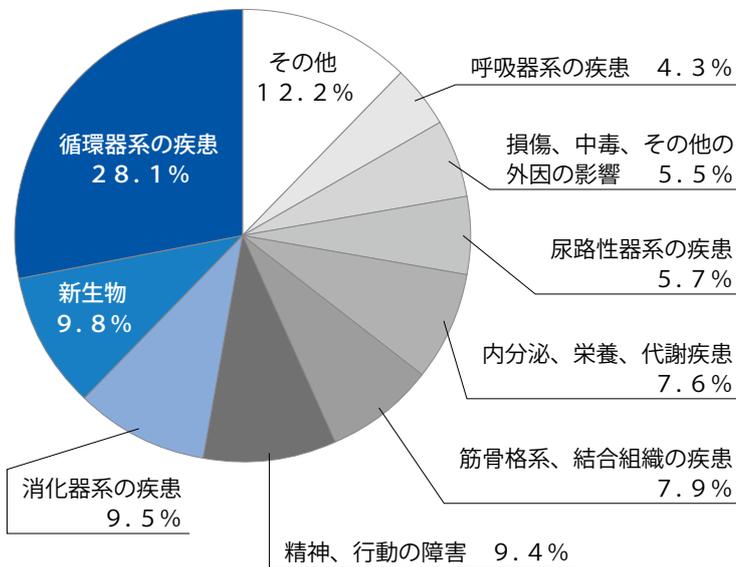
最も高い比率を占めたものは、生活習慣病と呼ばれる高血圧、脳梗塞、心臓病などの循環器系疾患で約28%、続いて癌などの新生物疾患が約10%となっています。

医療費は今後も増えていくことが予想されます。医療費が増える原因は高齢化などさまざまな理由がありますが、医療に対する意識に関わるものもあります。医療費が増えることは、国保の財政を圧迫し、国保税の引き上げにもつながりますので、日ごろから健康づくりと医療費の節約を心がけましょう。

■上手な受診のための注意点  
一つの病気で多くの病院にかかると、各病院で初診料がかかるため、費用が高くなります。

▼病類別医療費の内訳▼

<平成19年5月診療分> 国保医療費：16億5,851万円  
1人当たり：3万4,742円



○時間外、休日、深夜の受診には、それぞれ割増料金がかかります。  
○必要以上にたくさん薬を欲しがると、その分薬代が高くなります。  
○信頼できるかかりつけ医を持つと、病歴などを把握し

た上で診療してもらえらるの  
で安心です。  
○定期的に健康診断を受ける  
と、病気を早期に発見・治療  
することができ、健康管  
理にも役立ちます。  
※市では重複受診・多数受診  
の抑制を目的に、一部の方  
を対象として訪問指導を実  
施しています。  
■問合せ  
市庁舎本館国保医療課  
国保係  
TEL 0897-521-1447

重度心身障害者・母子家庭  
医療費受給者証の更新

現在、使用している重度心  
身障害者と母子家庭の医療費  
受給者証は、6月30日(月)で有効  
期間が満了します。  
7月1日(火)からは、新しい  
受給者証が必要となりますの  
で、必ず更新手続きをしてく  
ださい。手続きの必要な方  
は、案内通知を送付します。  
受給資格があるにもかかわらず  
申請をしていない方は、  
担当課で申請手続きを行って  
ください。なお、平成19年中

の所得税が非課税のため新た  
に該当する方の申請受付は、  
6月末からとなります。  
■更新手続きが不要の方  
①身体障害者手帳1・2級  
②療育手帳A ③身体障害者手  
帳3・6級と療育手帳Bの両  
方のうち、①③いずれかを  
所持する方。

■更新・申請場所  
○市庁舎本館国保医療課  
医療係  
TEL 0897-521-1212  
○各総合支所市民福祉課  
市民保険係(東予)  
市民生活係(丹原・小松)

■重度心身障害者・母子家庭医療費受給者証の資格等

種別	受給資格		更新・申請時に 必要なもの
	対象	所得税要件	
重度心身障害者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A	なし	身体障害者手帳 療育手帳 保険証、印鑑 ※1、※3
	身体障害者手帳3～6級と 療育手帳B		
	身体障害者手帳3級 療育手帳B	非課税世帯	身体障害者手帳 療育手帳 保険証、印鑑 受給者証(更新者) ※1、※2
母子家庭	母と同じ保険に加入している 20歳までの児童(学生の方は この限りではありません)	生計維持者 (母)が 非課税	保険証、印鑑 受給者証(更新者) ※1、※2
	祖母と孫、姉と弟妹、父母のい ない児童など、準母子家庭の方 配偶者が障害などで母子家庭 と同様の事情にある方		

※1 重度心身障害者で西条市内に住民登録をしていない児童、母子家庭で18歳以上の  
学生(高校生を除く)は、在学証明書が必要です。  
※2 平成20年1月2日以降に転入した方は、所得税が非課税と分かる書類(課税証明  
書、源泉徴収票など)が必要です。市外に住所がある重度心身障害者で、西条市の  
国民健康保険証を持っている方も、所得税が非課税と分かる書類が必要です。  
※3 年度ごとの更新手続きを行う必要はありません。

特集記事 支所便り SICS 情報最前線 お知らせ 講座・教室 募集 施設ガイド 各種相談 保健センター 当番病医院